

No.	意見	市の考え方	対応欄
1	本条例の前文はマイナスイメージが強い。前向きな表現の条例でお願いしたい。	前文とは、条例の理念、目的を強調して述べる文章であり、他の条文を改正する場合についても、前文を改正することは通常はありません。しかしながら、現条例においては、10年前と状況がかわり、すでに現状にそぐわない部分があることから、見直しを考えています。	前文 「春、子どもたちが～今こそ、」について削除の検討が必要。
2	前文を、ポジティブな内容にした方がよい。		
3	条例の前文の春夏秋冬、この話は、我々が子供の頃の話であり、現状に則した内容に変更すべきと考える。		
4	本条例は文章のみで構成されているが、言葉だけではイメージが湧きづらいため、絵やグラフとか仕掛けのようなものは入れることはできないか。	条例に、絵やグラフは、法的に入れることはできませんが、啓発資料等で絵やグラフを入れて啓発していくことを考えています。	
5	この条例で具体的に何をやるかが謳われていない。二酸化炭素排出量の削減について10年後の目標のようなものがあればよいのではないか。	具体的な目標については、「草津市地球温暖化対策実行計画」で定めます。また、R2年度、計画の見直しを考えています。	草津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
6	数値目標ではなく、具体的にこういう取組をしてほしいということが盛り込まれると、この条例が実のあるものになると思う。	具体的な取組については、「草津市地球温暖化対策実行計画」で定めます。また、R2年度、計画の見直しを考えています。	草津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
7	適応策については、県条例にも盛り込まれていない。今回、本条例に盛り込まれるかがポイントと考える。	新たに「気候変動の適応」の対策の必要性から、見直しを考えています。	”適応策”を含める場合には、以下の検討が必要。 <ul style="list-style-type: none"> ・前文 ・第1条（目的） ・第5条（情報の提供など） さらに、 ①協定の内容に”適応策”を含める場合は <ul style="list-style-type: none"> ・第4条（協定の仕組み）の検討が必要。 ②協定の内容に”適応策”を含めない場合は協定（約束）することによって施策の推進を図ることを目的としているため、以下の検討が必要。 <ul style="list-style-type: none"> ・条例名 ・第1条（目的）
8	現状のままでもよいと考える。もし変えるとすれば、適応策の対応を入れるかどうかだけだ。		
9	適応策についての記載がないので、入れたほうがいいのかと思う。		
10	本条例の3条のような内容のものに、さらなる縛りがかかるのは難しい。なので、現状のままでもよいと考える。また、条例の見直しに当たって、事務局から様々な温暖化に関するキーワードを紹介いただいたが、条例の改正に当たっては、現条例の文言を現状に則した形に改定する程度でいいのではないかと考える。		
11	市民や企業にアピールしていくのが目的のため、目的を今一番アピール力のあるテーマにしてはどうか。		
12	温暖化防止だけでなく、もう少し内容を膨らませた方がよいと思う。	資料1の体系図とおり、本条例は「地球温暖化防止を推進する手段」として条例を制定しており、「プラスチックごみ問題」や「水質汚濁の問題」については、他の条例に組み込まれています。	草津市環境基本条例 プラスチック問題：草津市廃棄物の適正処理および再生利用ならびに環境美化に関する条例 水質汚濁の問題：草津市の良好な環境保全条例
13	地球温暖化防止のための条例ではあるが、プラスチック問題等の、温暖化以外の環境変化に伴う内容（適応策等）も入れることについて考えてもよいのかなと思う。		
14	本条例には、プラスチックごみや水質汚濁の問題も盛り込まれてもいいと考える。		

No.	意見	市の考え方	対応欄
15	温室効果ガスの排出ゼロを目指すなら、もっと厳しい約束にすべきと考える。	第3条第1項にあるように、『自ら進んでできることをみつけて、取組みを行うもの』であるため、市民一人ひとりの自主的な取組が重要と考えています。 具体的な目標については、「草津市地球温暖化対策実行計画」に定めています。また、R2年度、計画の見直しの検討を行います。	草津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
16	本条例の内容は理念だけであり、何も間違っただけは書いていないが、具体性がなく物足りない。例えば、「豊か」との記載があるが、何を豊かにするのかのかわかりにくい。この条例に則って、企業等と締結する協定の中で具体的なことをやっていけばよいという理解か。		
17	市民がもっとわかるもの、意識を持てるようなものにしてほしい。一般の人にわかりやすいように。	具体的な取組の仕組みづくり等は、「草津市地球温暖化対策実行計画」で定めています。新たな取組等は、R2年度、計画の見直しで検討を行います。	草津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
18	条例制定当初、市民に決意表明の署名活動をしてもらっていたが、再開したほうがよいと思う。		
19	企業向けの条例のように感じる、運用や計画の中で市民・団体に普及できる内容にしていけば、小学生や中学生が取組んでもらえるようになるのではないかなと思う。		
20	本条例で掲げる協定内容は、広報等を通じて市民全体で共有しやすいようにした方がよい。	協定者については、市のHPやエコスタイルプラザで啓発をしておりますが、今後もあらゆる機会に啓発していきます。	草津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
21	小学校4年生を基準に作った条例であるため事業者だけでなく小学校・中学校など広く普及させるべき。小学校4年生はこの条例を本当に読んでいるのか。	エコスタイルコンテストでは、「地球温暖化防止に関して取り組んでいることや感じたこと」を絵日記に表してもらっています。年々応募数が増加傾向となっていることから、小学生高学年への一定の普及は図れていると考えています。	
22	市民の中には、SNS等を駆使して世界に情報を発信している人もいますので、そういう部分を入れてもいいのではないかなと思った。	情報発信については、協定の内容に含まれていることから、協定の取組みに含まれていると考えています。	
23	平成22年に県も低炭素社会の推進に関する条例を制定している。県は企業から事業行動計画書を提出頂いている。企業に負担をかけないように県と市で協力し、すみわけのも一つだと思う。	県の条例で対象となる企業は限定されており、すみわけができています。	
24	協定を締結した企業等の数はどの程度か。		
25	今回の見直しの論点が分からない。この条例が制定されてから具体的に何が実現したのかが見えない。通常は成果物の提示があって、その結果を元に議論すべきと思うので、成果の説明があった方がよい。	資料2 協定および表彰実績	